

平成13年10月25日
水産庁境港漁業調整事務所

韓国漁船による違法漁具の押収について

10月20日、島根県隠岐北方の日韓北部暫定水域との境界付近の我が国排他的経済水域内において、当庁漁業取締船「白竜丸」が、韓国漁船が違法に設置した漁具を発見したことから、10月24日午前、鳥取地方裁判所米子支部から、同漁具に係る差押許可状の発布を受けて、当所所属漁業取締船「かなえ」が24日から25日にかけて漁具の押収を行った。

押収した漁具は、底刺網漁具、カニ籠漁具、それぞれ1式であり、これらは全てズワイガニを漁獲するための漁具である。

また、漁具に掛かっていたズワイガニは資源保護の観点から全て海中に還元した。

本年に入って当所管内で発生した漁具押収事件は、これで5件目となり、押収量も底刺網漁具のロープ約14キロメートル、漁網約39キロメートル、カニ籠漁具のロープ約7キロメートル、籠118個に及んでいる。

同海域は、ズワイガニの好漁場で、韓国漁船による違法漁具の設置が後を絶たないことから、当所としては引き続き警戒を行っていくこととしている。

押収位置 島根県隠岐郡西郷町^記白島^{しらしま}埼灯台から真方位310度35、7海里（北西約66キロメートル）付近の我が国排他的経済水域内

押収漁具 底刺網漁具の ロープ 1, 228メートル、
漁網 3, 150メートル、
カニ籠漁具の ロープ 450メートル、
籠 11個

その他 押収した漁具は、今月29日境港に陸揚を予定している。

問合わせ先：水産庁境港漁業調整事務所
(担当者) 小谷・佐々木
連絡先 0859-44-3681